

住宅性能向上に資する「きた住まいる住宅」の普及促進を目的に、新築住宅の建築経費に対して補助します。

●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

【対象者】 きた住まいるメンバーに登録された業者の施工で住宅を建設する者

- 【条件】
- 住宅本体の床面積が78.7㎡以上であること
 - 東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮）
 - 北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建専用住宅であること
 - 道産材を使用すること
 - UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/㎡・K以下
※熱回収計算を含まない
 - C値（相当隙間面積）：1.0cm²/㎡以下
 - 着手前に必要書類を提出し、交付決定を受けること
- ※詳細は要綱を参照ください

- 【補助金額】 事業費の1/2以内で上限100万円の補助（町内業者は上限150万円）
二世帯住宅の場合は、上限200万円の補助（町内業者は上限300万円）
※二世帯住宅とは、東川町二世帯居住推進事業補助金交付要綱第4条に該当する場合に限る。
【北方型住宅2020】の基準に適合する場合は、各補助金の額に50万円を上乗せ。
※【北方型住宅2020】とは下記の基準を満たす住宅をいう。
- 耐震等級2以上
 - 高齢者等対策等級3以上
 - 維持管理対策等級3
 - 劣化対策等級3
 - 一次エネルギー消費性能等級5

<きた住まいる>（概要）

「きた住まいるメンバー」への登録

【登録の基本ルール】

- ☆省エネ性能：断熱等性能等級4以上 一次エネルギー消費量等級4以上
- ☆耐久性能：劣化対策等級3以上
- ☆耐震性能：新築住宅は平成12年改正
- ★BIS、BIS-Eなどの専門技術者による設計・施工
- ★設計や施工など記録の保管

「きた住まいるサポートシステム」への保管

きた住まいるメンバーに登録された業者により施工した住宅をシステムへ保管

<高断熱・高气密化>

断熱性能、気密性能の高質化

- UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/㎡・K以下
※換気による熱回収計算を含まない
◆申請時に設計性能評価書等を提出すること。
- C値（相当隙間面積）：1.0cm²/㎡以下
◆気密測定試験を実施し、完了時に測定結果を提出すること。

+

<東川風住宅>（イメージイラスト）



※【フラット35】地域連携型対象

【フラット35】とは・・・
民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長35年の全期間固定金利住宅ローンです。
住宅金融支援機構が指定する条件を満たすことで、35年間の固定金利のうち当初5年間の金利が0.25%低減されることとなります。

【注意】

本制度と補助対象が重複する国や道の補助制度との併用はできません。

写真文化首都 北海道「写真の町」東川町
都市建設課建設室
tel 0166-82-2111

この補助制度は、令和3年度限り